

特67④延長

(医薬品等の特許権の存続期間の延長)

<趣旨>

医薬品等の一定の分野においては、特許権を取得しても安全性確保等の観点から、許認可処分を受けるまで製造販売ができないものがある。

このように侵食された特許期間の回復を目的として、67条4項の延長制度が設けられている。

テープコード

--	--	--

【特67条4項】 20年

第1項に規定する存続期間（第2項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの。第67条の5第3項ただし書、68条の2及び第107条1項において同じ。）は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があったときは、5年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

特67条
1号：農薬取締法
2号：草木桿法

【特67条の5】

第67条4項の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許番号
- 三 延長を求める期間（5年以下の期間に限る。）
- 四 第67条4項の政令で定める処分の内容
- 2 前項の願書には、経済産業省令で定めるところにより、延長の理由を記載した資料を添付しなければならない。 → 施67条38条9号16
- 3 67条第四項の延長登録の出願は、同項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条1項【存続期間】に規定する存続期間の満了後は、することができない。
- 4 67条の2第4項から6項までの規定は、67条4項の延長登録の出願について準用する。この場合において、第67条の2第5項ただし書中「次条3項」とあるのは「67条の7第3項」と、同条6項中「第1項各号」とあるのは「67条の5第1項各号」と読み替えるものとする。

67-2④…共同出願ギム
67-2⑤…出願をしないが延長権制
67-2⑥…出願をしないが、公報に掲載される。

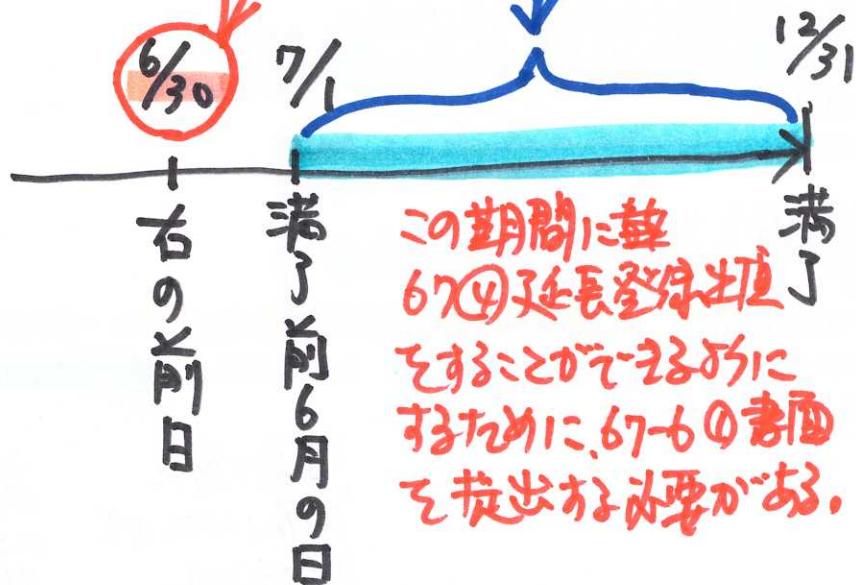
テープコード

--	--	--

【特67条の6】

第67条4項の延長登録の出願をしようとする者は、同条1項に規定する特許権の存続期間の満了前6月の前日までに同条第四項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許番号
- 三 第67条4項の政令で定める処分
- 2 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、67条1項に規定する存続期間の満了前6月以後に同条第四項の延長登録の出願をすることができない。
- 3 第1項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。
- 4 第1項の規定により同項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する日までにその書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から14日（在外者にあっては、1月）以内で同項に規定する日の後2月以内にその書面を特許庁長官に提出することができる。



テープコード

--	--	--

【特67条の7】

審査官は、67条4項の延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その特許発明の実施に67条4項の政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められないとき。**不適処分**

二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が67条4項の政令で定める処分を受けていないとき。

三 その延長を求める期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えているとき。

四 その出願をした者が当該特許権者でないとき。**旨**

五 その出願が67条の5第4項において準用する67条の2第4項に規定する要件を満たしていないとき。**充**

2 審査官は、67条4項の延長登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。

3 前項の査定があったときは、延長登録をする。

4 前項の延長登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

 - 一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 特許番号
 - 三 67条4項の延長登録の出願の番号及び年月日
 - 四 延長登録の年月日
 - 五 延長の期間
 - 六 67条4項の政令で定める処分の内容

【特67条の8】

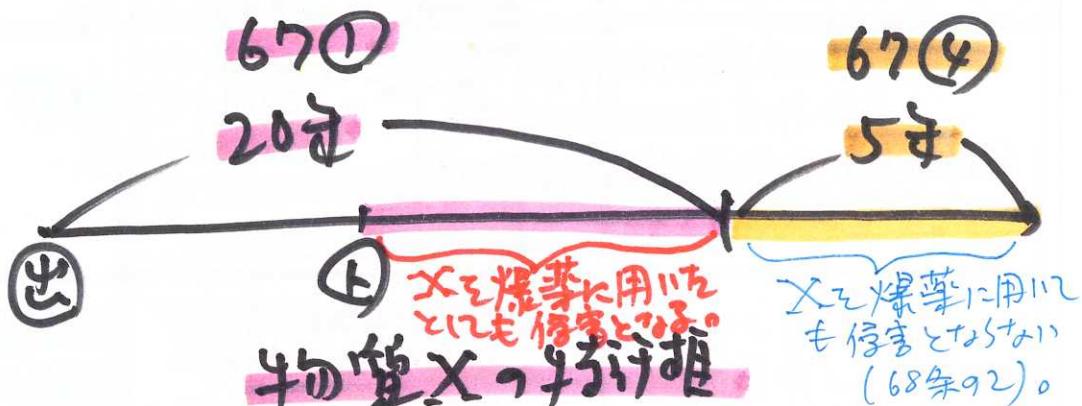
第67条の4前段の規定は、67条4項の延長登録の出願の審査について準用する。この場合において、67条の4前段中「第7号」とあるのは、「第6号及び第7号」と読み替えるものとする。

横書の前に
「前書き」は丁寧な言葉。
余が心うなずく。

テープコード

【特68条の2】(67条4項の規定により存続期間が延長された場合の特許権の効力)

第67条4項の規定により同条1項に規定する存続期間が延長された場合(67条の5第4項において準用する第67条の2第5項本文〔存続期間の延長登録〕の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。)の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となった67条4項の政令で定める处分の対象となった物(その处分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあっては、当該用途に使用されるその物)についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。

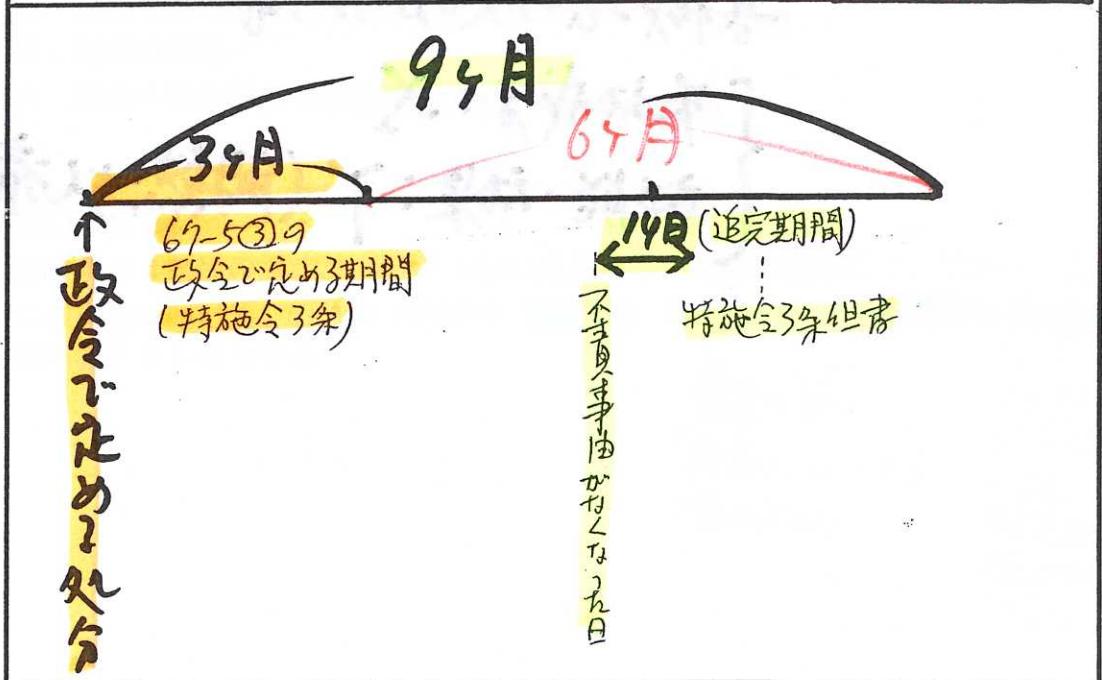
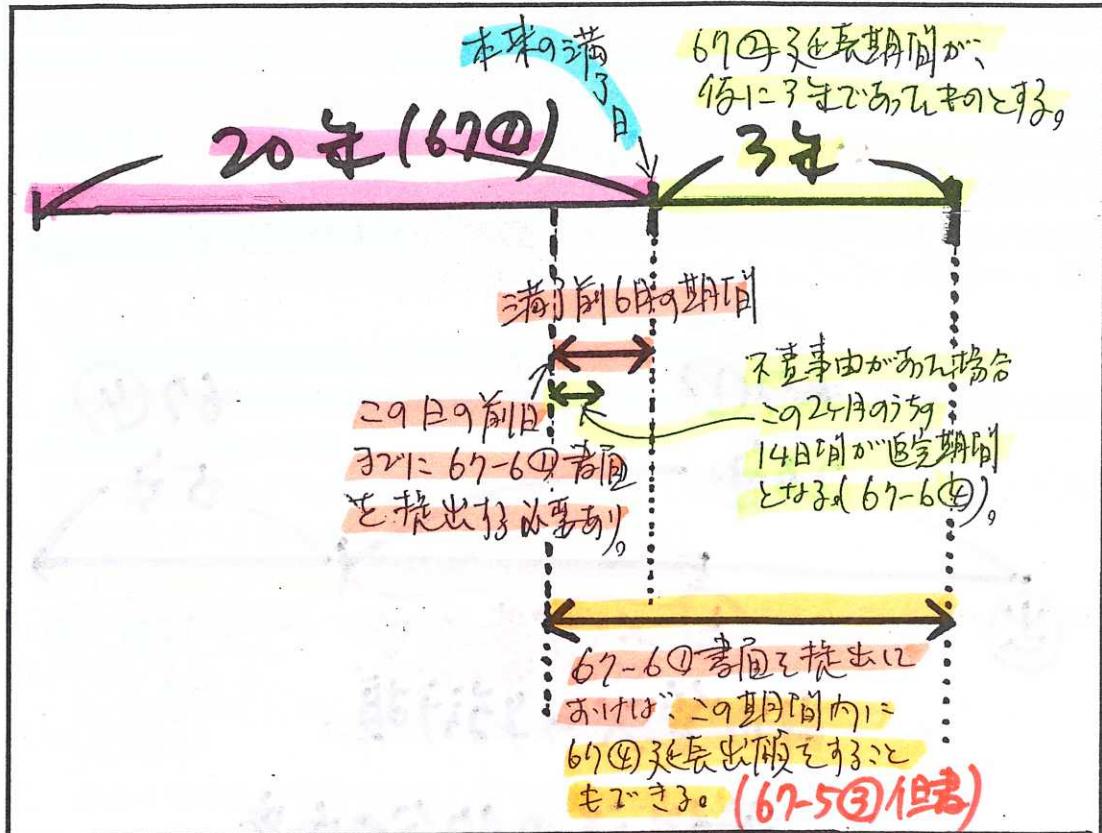


葉酸法の除外の内容

{ 有効成分: X
 効能・効果: Y (解熱・鎮痛)

テープコード

--	--	--



テーブコード

--	--	--

67回改正		67回改正
主体	特許権者 (67-3のIV) 、 基準の場合は共同で (67-2④, 67-3①IV, 125-20IV)	特許権者 (67-1のIV) 、 基準の場合は共同で (67-5④, 67-7①IV, 125-30IV)
理由	改正①から <u>基準日以後に</u> 生じたとす。 ※ 基準日より、特許登録 48-3月以後の場合は	改正で <u>化め子区分</u> を導入場合 (単独権、複数権) に付す
改正された期間	改正可能期間を超える範囲 ↓ (67③) 「基準日から改正①までの期間」 + 「67回改正に接する期間」 を合算した期間を免除(期間) とする。	改正で <u>特許登録を実施すべき</u> で <u>2年以内</u> (5年を限度とする) (67④, 67-5①IVから) 〔67-1の場合は、補正提出(17-2)Ⅲ 出願登録の請求(18-1)〕
改正された期間	改正①日から3月(追加あり) 但し、満了後は不可(67-2③) 手書き	改正日から改正期間内 (3ヶ月)(追加あり) 但し、満了後は不可(67-5③) 手書き 67-6①の書面を満了前 6月9日前日まで提出(2) されると、満了前6月以後の 67④の改正提出はできない (67-6②)。

テープコード

--	--	--

	67②逃走 67-3①	67④逃走 67-4①
拒絶理由	1号 沿道①が幹線以外のものなり 2号 逃走可能期間超え 3号 特許権者ではない 4号 共同ギム連反	不適区分 特・專・通でないと 期間超え 日
無効理由	1号 沿道①が幹線以外のものなり 2号 逃走可能期間超え 3号 特許権者ではない 4号 共同ギムハハシ	不適区分 特・專・通でないと 期間超え 日
無効化結果	原則、逆及消滅。 但し、125-2①Ⅱは125-2②Ⅱ 超えひき期間のみ消滅 (125-2③)。	原則、逆及消滅。 但し、125-3①Ⅱは125-3②Ⅱ 超えひき期間のみ消滅 (125-3③)。

テーブコード

--	--	--

延無	125-2	125-3
1項	延長無効理由 (1号~4号)	左同 (1号~5号)
2項	制限除外に限り	125-2 ②③を 準用する。
3項	123④⑤を準用する。 (審議後も請求)(登録権利者への通知)	無効審決確定の効果
4項	無効審決確定の効果	—
5項	本来の存続期間 登録権が、特許局に係属して いるときは、当該出願は取扱 制限なし。 20年	XXXXX12.67②延長無効 無効とされています。
6項	2の期間内に立ち入り④延長 登録権が 67-7③延長登録 エントラーリミット、当該延長は されなかつたりとみなす。	—

テープコード

--	--	--